

平成25年11月5日開催の部長会議の報告をします。

部長会議報告書

平成25年11月5日
3階第2会議室9:15～

I. 課題・議題等提案

多度町総合支所 <詳細 別紙多度町総合支所議題・課題等提案参照>

1. 農業基盤整備について

1) 現状

(1) 水田の整備状況

- ・多度地区の水田は、昭和30年代初から昭和50年代中頃までに、区画整理と用排水路の整備を行い、農業機械を利用した作業ができるようになった。
- ・30a程度の標準区画水田は、旧多度土地改良区の水田の一部で全体の約10%、1ha以上の大区画水田は、上之郷地区の約1%という状況である。

(2) 主な水利施設の整備状況

- ・多度地区における主な水利施設については、約8割の施設が標準的な耐用年数を超過している状況であり、今年は揚水機等4基が突発的に故障する事態が発生した。
- ・農業用水路については、数年後には多度地区内のほぼ全ての水路が耐用年数を超過することになる。

2) 課題

(1) 農業者の高齢化とほ場整備について

- ・農林水産省「農林業センサス」では、全国的にも農業者の6割が65歳以上で、3割が75歳以上という状況であり、高齢化に伴い様々な問題が生じている。
- ・問題を解消するためには、担い手農家に農地を集積することが必要になる。
- ・また、大区画化のほ場整備を進め担い手農家にとって魅力ある水田に改良していくことが必要である。

(2) 水利施設の保全管理について

- ・水利施設については、老朽化が急速に進み、その補修が必要な時期を迎えている。
- ・このため、農林水産省が提唱している「施設のライフサイクルコストの低減を図るストックマネジメントの実施」を積極的に進めていくことが必要である。
- ・それにより、水利施設の機能診断を行い補修等が必要な施設を重点的に整備することで、長寿命化とライフサイクルコストの低減に繋げるとともに、補修、更新等を機動的かつ確実に新しい戦略的な保全管理を実施することができる。
- ・しかし、老朽化施設の更新を計画的に進めていくには、費用面での負担が大きな課題となっている。

3) 今後の取り組み

- ・持続可能な農業を実現していくためには、大区画化と農地集積の推進とともに、農地の整備や水利施設の保全管理を実施していくことが重要である。
- ・担い手農家への農地の集積を推進し、さらに、農道や水路等の整備と水利施設の長寿命化や計画的な更新を進め、長期的に農業が維持できるように努めていく。

2. 獣害対策について

1) 現状

- ・近年、多度山のふもとに近い地区において、シカ・イノシシ・サルによる農作物の食害や、雨どい・屋根瓦の損壊等の被害が増大している。
- ・シカ・イノシシについては、猟友会桑名支部へ捕獲・駆除業務を委託している。
- ・また、地元住民が主体となって、獣被害防止柵や電気柵の設置を行っている。
- ・サルについては、地元有志による「追払い隊」や農業従事者等により、地域が一体となった追払いを行っている。
- ・しかし、最近では、花火の音にサルが慣れつつあり、従来の追払い方法の効果が下がってきており、被害の減少に繋がっていないのが現状である。

2) 課題

- ・シカ・イノシシ対策は、獣被害防止柵を抜けて麓へ下りてくる獣の進入路の把握と対策や、柵の点検と除草の実施。
- ・また、柵の設置ができない市道・農道・河川からの侵入防止の為の方策が課題である。
- ・サル対策では、駆除実施者の確保や花火に代わる追い払いのための有効な手段・方策の開発。
- ・山深くまでサルを追う体制づくり。
- ・花火を早朝・夜中に使用する事による苦情と農家でない方の獣害へ理解と協力体制の確保などが課題である。

3) 今後の取り組み

- ・イノシシ・シカの被害に対しては、平成 19 年に多度地区獣害対策委員会を立ち上げ、様々な取り組みを行っており、今後も、獣害防止柵と集落の間に生息する獣の捕獲・駆除を重点的に進めていく。
- ・サルに対しては、従来の対策では効果が薄くなってきたことから、県の指導や先進地での取り組み等を参考にし、地域住民と協力して効果的な対策を講じていく。
- ・また、地元の狩猟免許保持者に協力を求め捕獲・駆除を進めていく。

II. その他

1. 人権週間街頭啓発及び人権フェスタについて（市民安全部）

- ・例年 12 月 4 日から 12 月 10 日が「人権週間」となっており、今年度も初日の 12 月 4 日に街頭啓発を実施する。
- ・朝と夕方の 2 回、市内 10 ヶ所で街頭啓発を実施する。
- ・12 月議会開催中の街頭啓発となるため、夕方の街頭啓発について管理職員の出席が無理な場合は、それぞれの所属で代理者の出席をお願いする。
- ・「2013 人権フェスタ in くわな」を 11 月 30 日（土）に市民会館で開催。
- ・人権講演については、講師に紺野美沙子さんを迎え実施。
- ・午前中には、小中学生による人権を考える意見発表会を実施。
- ・会場においては、様々なイベント等を実施するため、各部局においても、多くの職員の参加にご協力をいただきたい。

2. 不当要求への対応について（市長公室）

- ・最近、不当要求とまでは断定できないが、職員に対し面会を強要し長時間拘束するという事案があり、人事課へも問い合わせがあった。

- ・長時間の対応は、職員が疲弊するとともに職務にも多大な影響を及ぼすこととなる。
- ・「桑名市不当要求行為等防止対策要綱の制定」の対応措置に記載してあるように、職員は不当要求行為が発生したときは、直ちに所属長へ報告する。
- ・また、所属長は組織的な対応その他必要な措置を講ずるとしている。
- ・不当要求行為が発生した場合は、組織的な対応をお願いするとともに、人事課への報告もお願いする。
- ・人事課公開キャビネットの桑名市職員倫理条例関係を参照していただき、不当要求の対応について部下職員への周知をお願いしたい。